

沖縄県公安委員会定例会会議録（令和８年８月６日）

1 主な報告等

(1) 令和8年上半期の少年の保護対策について～児童虐待事案及び福祉犯事件の取扱状況（暫定値）～

警察本部から「令和８年上半期（６月末現在）の児童虐待事案取扱状況について、県警察から児童相談所への通告人員は1,136人で前年同期比で208人減少となっており、心理的虐待は全体の約79%を占める（うち面前DVは約87%）。検挙件数・被害児童数は、26件26人で前年同期比で６件６人増加しており、対策として、児童の安全確保を最優先とした対応の徹底や児童相談所、学校等関係機関との連携を行っている。令和８年上半期（６月末現在）の福祉犯事件検挙・人員は、47件35人と前年同期比で27件１人減少、被害者数は69人で前年同期比で19人減少となっている。風営適正化、二十歳未満者飲酒禁止法違反が前年同期比で増加しており、対策として、安全学習支援隊等による講話、サイバーパトロールによる広報啓発活動、被害少年に対する定期面接による助言指導、居場所づくりを行っている。」旨説明があった。

公安委員から「児童虐待対策については、県警察は児童相談所等の関係機関と密接な関係を構築しており、数年後には連携の効果が徐々に出てくると思う。」旨発言があった。

公安委員から「性的姿態処罰法違反が減少している理由は何か。また、警視庁においてプロ野球チームの監督が逮捕された事件について、行き過ぎであるとの報道もあるが、どうか」旨質問があり、警察本部から「法の趣旨が浸透してきていることが要因の一つと思われる。警視庁の対応については、事実関係を把握していないのでお答えすることは困難であるが、当県警察に関して言えば、児童虐待のおそれがある事実を認知した際には、児童の安全確保を最優先し、現場対応について個別具体的に判断している。」旨の説明があった。

(2) 令和８年上半期の死体取扱い状況等について

警察本部から「令和８年上半期の死体取扱数は958体で、前年同期比で183体減少している。解剖数は88体で、前年同期比で77体減少している。知識の底上げ及び災害への備えとして、琉球大学法医学教室医師、歯科医師等による専科教養、大規模災害訓練等を行っている。死体取扱いにかかる課題は、多死社会における検視業務の増加、大規模災害発生時における検視体制の強化、解剖医及び警察医の確保である。」旨説明があった。

公安委員から「解剖率が低下しているが、同規模県と比べるとどうか」旨質問があり、警察本部から「解剖率は全国平均より高い。解剖の必要があれば、これまでどおり実施していく。」旨説明があった。

公安委員から「解剖率が減少しているとのことだが、その内訳はどうなっているのか」旨質問があり、警察本部から「司法解剖は47体（前年同期比42体減少）、調査法解剖は58体（前年同期比85体減少）、その他の解剖は５体（前年同期比増減なし）である。現場で死者の環境調査を徹底し、解剖の必要はないと判断したものは解剖せずにご遺体を返還するという指導を行った結果、解剖数が減少している。」

旨説明があった。

公安委員から「解剖率とは、解剖しないとけない死体の中で解剖した死体の割合のことか」旨質問があり、警察本部から「解剖率とは、警察が取扱う死体の中で解剖した死体の割合である。解剖の必要性がある死体については、確実に解剖を行っている。」旨説明があった。

(3) 令和8年上半期における交通人身事故及び交通違反取締り状況について

警察本部から「令和8年上半期における交通人身事故発生状況は1,187件、死傷者数は1,389人であり、人身事故に占める飲酒絡み事故の構成率は全国ワーストである。死亡事故の類型では、人対車両の死亡事故が6件あり、同事故における死者は全て道路横断中の高齢者である。交通違反取締総検挙数は13,059件で前年同期比2,832件減少しており、そのうち、飲酒運転は526件で前年同期比14件増加している。飲酒運転検挙の特徴として、午前6時から午前9時までの間で148件（構成比28.1%）、午前3時から午前6時までの間で97件（構成比18.4%）、午前零時から午前3時までの間で88件（構成比16.7%）となり、午前零時から午前9時までの間の検挙が全体の約6割を占める。」旨説明があった。

公安委員から「スーパーやコンビニ等ではPOSシステムなどを活用し、天候や周辺で行われるイベント開催状況に応じて品揃えを変更している。県警においても、各種データを分析した取締りを行ってほしい。」旨発言があった。

公安委員から「交通違反取締り件数の減少の理由は何か。」旨質問があり、警察本部から「交通事故抑止につながる対策、例えば、交通事故の多い場所での取締りやレッドローリング等の見せる活動等に重点を置いていることから交通違反取締り件数が減少している。」旨説明があった。

(4) その他

警察本部から「死体取扱いについては、警察は犯罪死を見逃さないことに主眼を置いている。解剖率に拘るものではないが、犯罪死を見逃さないために周辺調査をしっかりと行うことが重要であるので、今後も周辺調査をしっかりと行う。交通事故抑止については、交通違反取締りと指導警告を組み合わせた対策を行っていく。」旨説明があった。

2 主な決裁等

(1) 警務部

- ・ 犯罪被害者等給付金支給裁定について
- ・ 令和9年度新規事業・継続事業に係る箇所新規の概要について
- ・ 審査請求の受付について
- ・ 審査請求の諮問について（2件）

(2) 交通部

- ・ 自動車運転免許の行政処分について

(3) 警備部

- ・ 警察職員等の援助要求について